

## がけ崩れ危険住宅移転促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 危険住宅の移転を促進し、特別警戒区域内の居住者の生命を保護するため、がけ崩れ危険住宅移転促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ崩れ危険箇所 急傾斜地崩壊危険箇所等の再点検について（平成11年11月30日付建設省河傾発第112号）に基づき点検した急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰをいう。
- (2) 特別警戒区域 がけ崩れ危険箇所内において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域として知事の指定を受けた区域をいう。
- (3) 危険住宅 特別警戒区域内に存するがけ地の崩壊による危険が著しい既存不適格住宅をいう。
- (4) 地域合意 特別警戒区域内の居住者の全員が、当該特別警戒区域内に存する全ての危険住宅を特別警戒区域外へ移転することについて合意することをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象は、地域合意がなされた地区のうち、がけ地近接等危険住宅移転事業（以下「がけ地近接事業」という。）の補助金の交付を受けた住宅であること。

2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。ただし、移転先が県外の場合は、対象としない。

経費	経費の内容		補助額
住宅除却費等	危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費のうち、がけ地近接事業による補助上限額を超える部分		当該経費に相当する額 (ただし、1,470千円を限度とする。)
移転経費	危険住宅の特別警戒区域外への移転に要する経費で右に定めるもの	建築確認手数料、火災保険加入料等の新築住宅の建築又は既存住宅の購入に付帯して要する経費	1,750千円
		家賃等の賃貸住宅に入居する際に要する経費	712千円
		住宅改築費等の親戚等と同居する際に要する経費	637千円
住宅の建築・購入費	特別警戒区域外への移転により、新たに新築住宅の建築又は既存住宅の購入に要する経費 (ただし、危険住宅の除去に伴い消滅する資産を補償する。)		除却する住宅の固定資産課税台帳に登録された額 (ただし、2,600千円を限度とする。)

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第5 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第5関係）

根拠条項	提出書類	添付書類	提出部数	提出期日
規則第4条	がけ崩れ危険住宅移転促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	住民票 承認通知書	1部	別に定める。
規則第13条第1項	がけ崩れ危険住宅移転促進事業補助金交付請求書（様式第2号）		1部	別に定める。